

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 秋桜園

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人秋桜園（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退任慰労金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報 酬 等

(報 酬)

第 3 条 役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬として、1ヵ月の内15日以上在任した場合に、各人に月額当り20,000円を支給する。(源泉前22,222円)

2 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

・理事、監事、評議員

1日 4時間以内 12,000円 (源泉前13,333円)

1日 4時間以上 20,000円 (源泉前22,222円)

3 施設、本部事務局の職を兼務する理事には、第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、4～9月分を9月25日に、10～3月分を3月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に6ヶ月分を申出のあった金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の支払については、その都度現金にて支払う事もできる。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第 5 条 理事会、評議員会、監事監査への出席時の交通費は3,000円とする。

但し、実費が3,000円を超える場合は、領収書をもって別途支払うことが出来る。複数回出勤した場合は、職員の通勤手当で算出した月額を限度とする。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第 6 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第 3 章 退職慰労金

(金額の算定)

第 7 条 法人の役員等として就任し退任したときは、退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金の額などについては、別表の支給基準によるものとする。

(支給の方法)

第 8 条 退職慰労金は、役員等を退任した時点において、現金（振込）にて支給する。

(控 除)

第 9 条 退職慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第 4 章 附 則

(改 正)

第 10 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人秋桜園理事会承認後、評議員会の決議を経なければならない。

本規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

<別表>

社会福祉法人 秋桜園 役員等退職慰労金支給基準

退職慰労金の支給は、つぎの通りとする。但し、法人の事業に特別な功労があった者に対しては、この基準に定めるものの他、理事会及び評議員会が適当と認める額の支給並びに記念品を贈ることができるものとする。

役職名	在任期間1年につき
理事・監事	20,000円
評議員	10,000円

在任期間の計算は、役員等就任日（初任期）を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。